

# 稲城市災害防止協会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、稲城市災害防止協会（以下「本会」という。）と称する。

### (組織)

第2条 本会は、稲城市に居住する者及び事業を営む者並びに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

### (事務所)

第3条 本会の事務所を稲城市消防本部予防課に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第4条 本会は、防火思想と火災予防の徹底をはかり、災害による被害を防止し人命の安全に寄与することを目的とする。

### (事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 火災予防の普及徹底に関すること。
- (2) 防火管理及び危険物等の取扱いに関すること。
- (3) 消防防火に関する調査研究の奨励及び助成に関すること。
- (4) 消防訓練及び指導に関すること。
- (5) 消防関係図書の刊行及び購入頒布に関すること。
- (6) 消防防火に関する功労者の表彰に関すること。
- (7) 会員相互の連絡協調に関すること。
- (8) 防火関係団体との連携に関すること。
- (9) 会員の弔慰救済に関すること。
- (10) その他本会の目的達成に関すること。

## 第3章 会員及び会費

### (会員区分及び会費)

第6条 会員の区分及び会費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 正会員 月額1口 1,000円以上の会費を納入する者を正会員とする。
- (2) 賛助会員 月額1口 2,000円以上の会費を納入する者を賛助会員とする。
- (3) 特別会員 月額5,000円以上の会費を納入する者を特別会員とする。
- (4) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で、役員会において推薦した者を名誉会員とする。

(会費の払い戻し)

第7条 会員は既に納入した会費の払い戻しの請求をすることができない。

#### 第4章 役員

(役員)

第8条 本会に次の各号に定める役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名

(役員を選出)

第9条 役員は総会において選出する。ただし、役員が任期途中で退任した場合は、役員会で後任役員を選出することができる。

(役員の仕事)

第10条 役員は、役員会に出席し議事を審議するとともに事業運営に携わり、次の各号に定める仕事を担当する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、会務の執行を担当する。
- (4) 会計は、会計仕事を担当する。
- (5) 監査は、事業の運営並びに会計仕事を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期途中で退任し、後任役員が選出された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第12条 本会に、次の各号に定める顧問及び相談役を置く。

- (1) 顧問 市長、市議会議長、消防長
- (2) 相談役 消防署長、消防団長、会長又は副会長退任者

2 顧問及び相談役は、本会の諮問に応じ意見を述べることができる。

(役員報酬)

第13条 役員は原則として無報酬とし名誉職とする。

#### 第5章 会議

(会議)

第14条 会議の種類は、定期総会、臨時総会、正副会長会及び役員会の4種とし、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 定期総会は、毎年1回開催し、会則の改正、事業、予算、決算、役員  
の選任及びその他必要な事案を審議する。
- (2) 臨時総会は、役員会の議決により、必要な都度開催する。
- (3) 正副会長会は、会長が必要と認めた事案を審議するために開催する。
- (4) 役員会は、事業執行及び予算等会務運営に関する事案を審議するため、  
必要な都度開催する。

2 前項に定める会議は、web会議等により開催することができる。

(定期総会・臨時総会の成立及び議決)

第15条 定期総会及び臨時総会は、会員の過半数の出席により成立する。

ただし、欠席会員は、他の会員を代理人として表決を委任できるものとし、  
委任状が提出された場合は、出席したものとみなす。

2 議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長が決する。

## 第6章 会計

(会の経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄附金及び預金利息等をもってこれにあて  
る。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終  
る。

(帳簿)

第18条 本会に、次の各号に定める帳簿を備える。

- (1) 会 員 名 簿
- (2) 役 員 名 簿
- (3) 金 銭 出 納 簿
- (4) 議 事 録
- (5) 会 費 受 領 簿
- (6) 支 出 証 書 綴
- (7) 書 類 綴

2 帳簿類は、会員から求めがある場合はこれを閲覧する。

## 第7章 雑則

(入退会の届け)

第19条 本会への入退会は、所定の申込書により会長に申し出るものとす  
る。

(内規等の制定)

第20条 この会則に定めのない事項で、本会の目的達成に必要があると認  
められるときは、役員会の議決により、内規又は細則等を定めることがで

きる。

(会則等の遵守)

第21条 会員は、本会の目的を達成するため、会則及び内規等を遵守しなければならない。

付 則

本会則は、昭和48年4月1日からこれを施行する。

付 則

本会則は、昭和59年5月9日からこれを施行する。

付 則

本会則は、平成11年5月26日からこれを施行する。

付 則

本会則は、令和4年5月20日からこれを施行する。